

Ⅲ 手続要領

(注) 手続要領中、次の語句は、略して書いたものである。

施行令 …………… 学校教育法施行令

視覚障がい者等 …… 視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者で、学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度の者

認定特別支援学校就学者 …… 視覚障がい者等で、市町村教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認める者

○ 添付書類について

各通知には、資料として以下のような添付書類が必要です。

【障がいの状態を示す資料】

(学校教育法施行令第22条の3の規定に該当することを示す資料等)

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳）又は診断書の写し
- ② 市町村教育支援委員会等の判断資料又は個人調書（様式6）
- ③ 校内教育支援委員会等の資料など、校内での就学についての判断資料
- ※ 病弱特別支援学校への就学及び入院等による転学の場合、診断書を添付する。

【その他】

- ④ 学齢簿の謄本
- ⑤ 在学証明書

※ 添付書類の提出に関しては、次のことに留意してください。

- (1) 保護者の同意書や確約書を求めることは行わないこと。
- (2) 児童相談所による指導方針書の写しは提出しないこと。
- (3) 障害者手帳は、特別支援学校への就学を目的とした取得を勧めることがないようにすること。

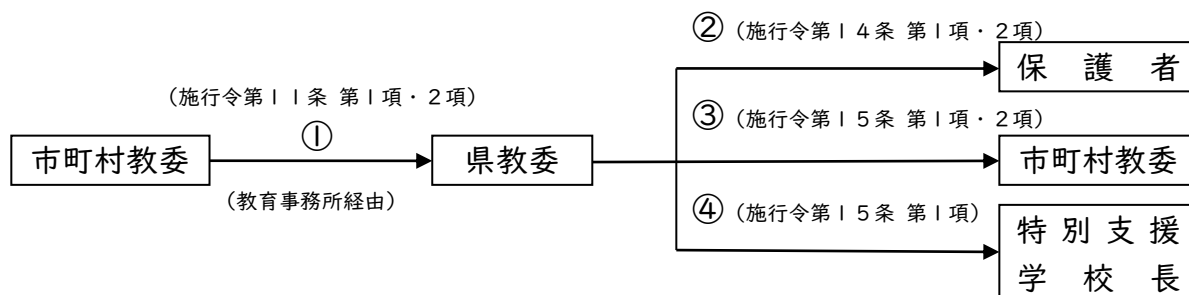
○ 手続要領の概要

手続要領	概 要	頁
	【特別支援学校への就学】	
1	満6歳になった者が、特別支援学校に就学するとき	14
2	小学校を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するとき	15
	【小・中学校等から特別支援学校への転学】	
3	新たに視覚障がい者等となり、特別支援学校へ転学するとき	16
4	障がいの状態等の変化により、特別支援学校へ転学するとき	17
5	就学義務の猶予又は免除の取り消しの申し出があり、特別支援学校へ就学するとき	18
	【特別支援学校から小・中学校等への転学】	
6	視覚障がい者等でなくなり、小・中学校等へ転学するとき (※県外へ転出する場合の手続も含む)	19
7	障がいの状態等の変化により、小・中学校等へ転学するとき	20
	【特別支援学校間を転校するとき】	
(1)	同一市町村内での転居又は住所はそのまま、他の特別支援学校へ転校するとき	21
(2)	県内の他市町村へ住所を異動し、転校するとき	22

9	【特別支援学校に関する区域外就学】	
(1)	小・中学校等の児童生徒が、住所はそのまま、他の都道府県立特別支援学校に就学するとき	23
(2)	特別支援学校の児童生徒が、住所はそのまま、他の都道府県立特別支援学校に就学するとき	24
(3)	特別支援学校の児童生徒が、住所はそのまま、他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等に就学するとき	26
(4)	他都道府県に住所のある児童生徒が、本県の特別支援学校に区域外就学するとき	27
10	【特別支援学校への区域外就学の終了】	
(1)	本県から他都道府県の特別支援学校に区域外就学をしている児童生徒が退学するとき	28
(2)	本県から他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等に区域外就学している児童生徒が退学し、本県の特別支援学校に転入するとき	29
(3)	他都道府県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が退学するとき	30
11	【他都道府県からの転入】	
	他都道府県の特別支援学校に在学している児童生徒が、本県へ住所を異動して転校するとき	31
12	【特別支援学校に就学する児童生徒の学齢簿の記載の変更又は訂正】	
	保護者、児童生徒の住所や氏名等に変更があった場合 (※県内の異なる市町村間での異動があった場合も含む)	32
	【その他】	
13	特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した者の通知	33
14	出席が良好でない児童生徒についての通知	34

Ⅰ 満6歳になった者が、特別支援学校に就学するときの手続

(視覚障がい者等で、認定特別支援学校就学者である者)



- ① 市町村教育委員会は、新入学者のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し12月31日までに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。

なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。

就学の理由が病気による場合や入院による転学の場合は、診断書も添付する。

(様式 1) (様式 6)

- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、その児童の保護者に対し、1月31日までに、就学させるべき学校名とその入学期日を通知する。(様式 3)

- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童の住所の存する市町村教育委員会に対し、就学する児童の氏名、就学する学校名及び入学期日を通知する。

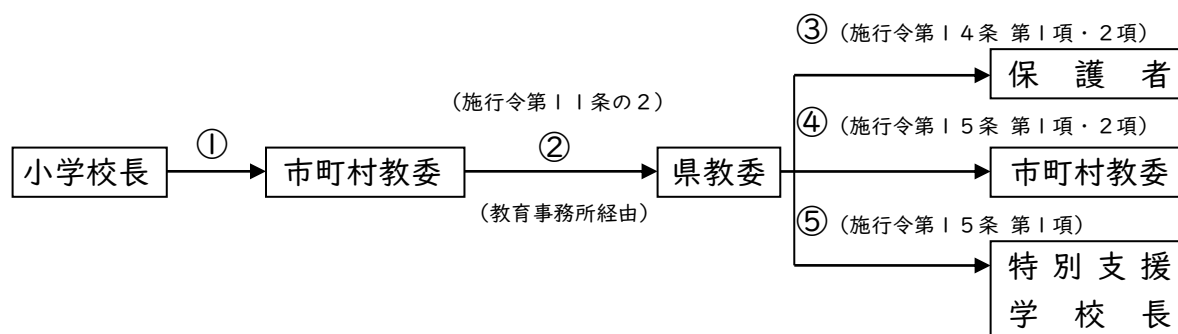
(様式 4)

- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させるべき特別支援学校の校長に対し、就学する児童の氏名と入学期日を通知する。(様式 5)

※ 市町村教育委員会は、学齢簿作成後、住所変更により新たに学齢簿に記載された満6歳児のうち、視覚障がい者等で認定特別支援学校就学者である者について、施行令第11条の3第1項により県教育委員会に対し、速やかにその氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。(様式 2)

2 小学校等を卒業する者が、特別支援学校中学部へ就学するときの手続

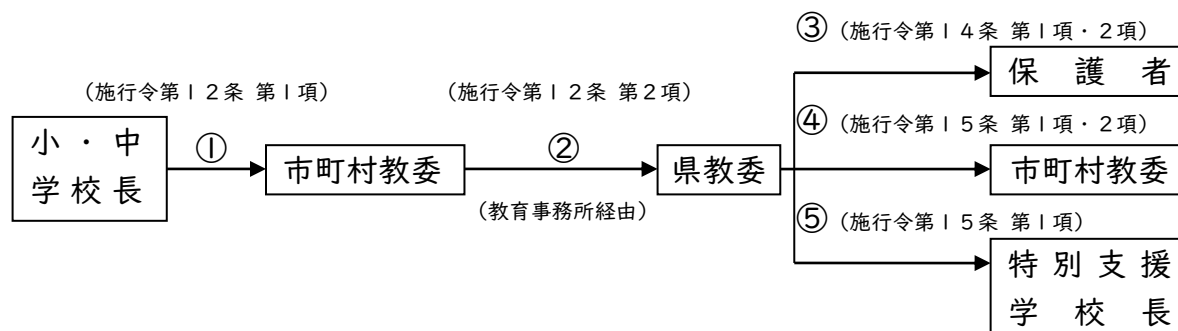
(小学校を卒業する視覚障がい者等で、特別支援学校中学部に就学する者)



- ① 小学校に在学する視覚障がい者等で、小学校卒業後、特別支援学校中学部へ就学する児童がいるときは、その小学校の校長は、速やかに、その児童の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 7)
- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し12月31日までに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。(様式 8)(様式 6)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童について、1月31日までに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童について、その児童の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童について、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 9)

3 小・中学校等から特別支援学校への転学手続

(新たに視覚障がい者等となり、認定特別支援学校就学者である者)



① 小・中学校等に在学する児童生徒で、視覚障がい者等になった者があるときは、その小・中学校等の校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 10)

② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。

なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料を添付する。

就学の理由が病気による場合や入院による転学の場合は、診断書も添付する。

(様式 11)(様式 6)

③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)

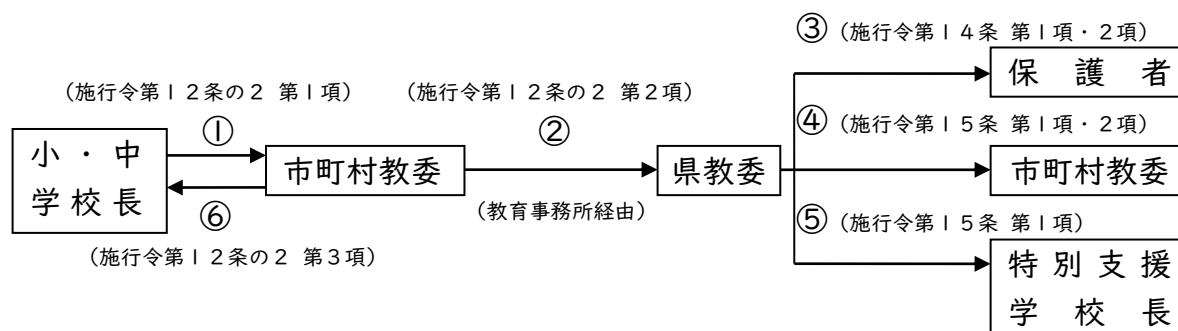
④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)

⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)

(注) 転出入に伴う期日の空白がないように設定すること (Q1 参照)

4 小・中学校等から特別支援学校への転学手続

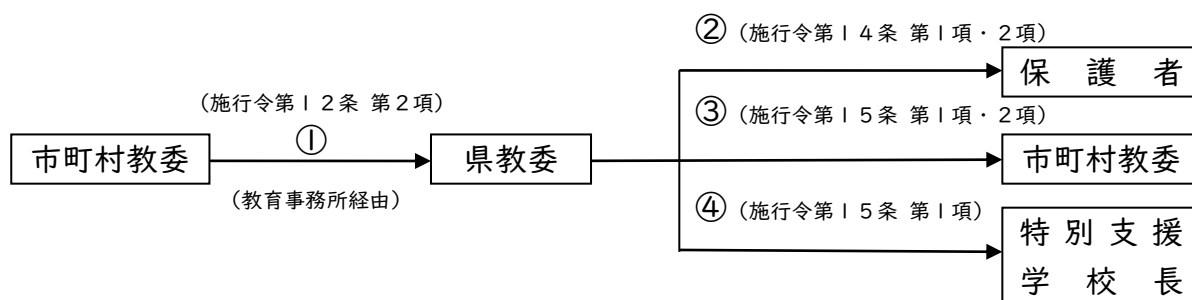
(障がいの状態等の変化による転学)



- ① 小・中学校等に在学する視覚障がい者等である児童生徒のうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化（以下「障がいの状態等の変化」という。）により、小・中学校等での就学が適当でなくなった者があるときは、その小・中学校等の校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 13)
- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態等の変化を示す資料を添付する。
特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。
(様式 14) (様式 6)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)
- ⑥ ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒について、現に在学する小・中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同校の校長に対し、その旨通知する。
(様式任意)

(注) 転出入に伴う期日の空白がないように設定すること (Q1 参照)

5 就学義務の猶予又は免除の取り消しの申し出があった学齢児童生徒で特別支援学校就学が適当である者の就学手続



- ① 市町村教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を取り消された学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校に就学させるべき旨を通知をする。

なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。

(様式 11) (様式 6)

- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名とその入学期日を通知する。

(様式 3)

- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

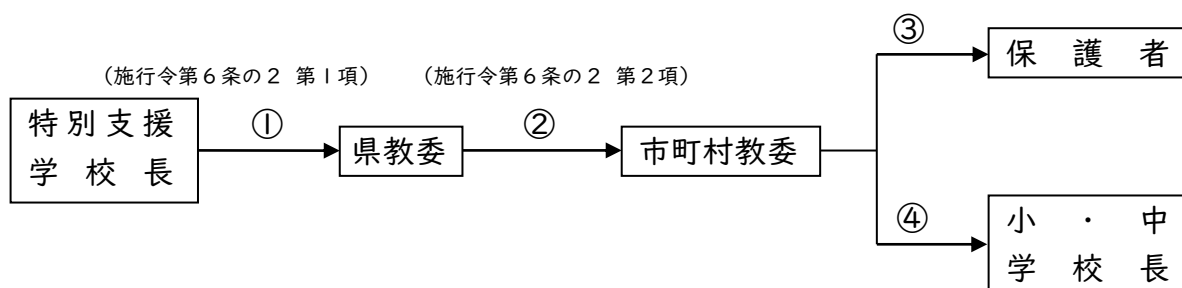
(様式 4)

- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、就学する者の氏名と入学期日を通知する。

(様式 12)

6 特別支援学校から小・中学校等への転学手続

(視覚障がい者等でなくなった者)



- ① 特別支援学校長は、在学する児童生徒で、視覚障がい者等でなくなった者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。

なお、転学の理由に応じて関係書類（診断書、校内委員会等の判断資料等）を添付する。
(様式 15)

- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と視覚障がい者等でなくなった旨の通知をする。
(様式 16)

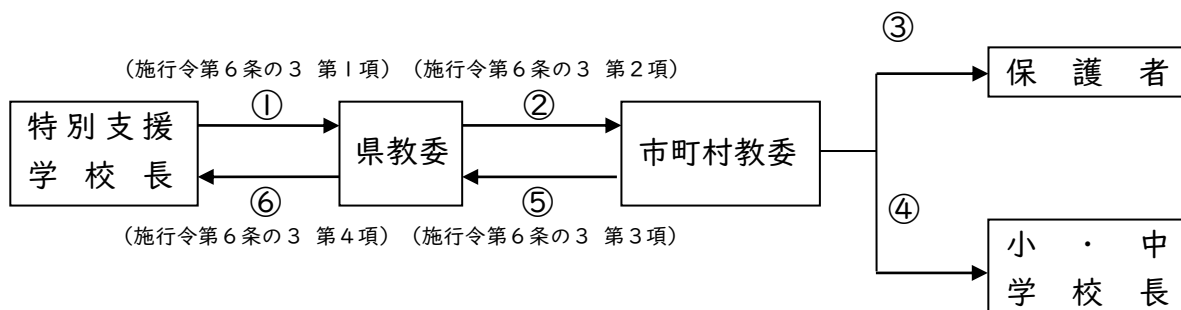
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。

(注) 特別支援学校に在学する児童生徒が、県外への転居に伴い、他都道府県の特別支援学校等へ就学する場合は、①の手続きのみを行い、②以降は行わない。
(県外への転居により学齢簿から削除されるため)

7 特別支援学校から小・中学校等への転学手続

(障がいの状態等の変化による転学)



- ① 特別支援学校長は、在学する児童生徒でその障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化（以下「障がいの状態等の変化」という。）により、小・中学校へ就学することが適当である者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。

なお、転学の理由に応じて関係書類（診断書、校内委員会等）の判断資料等を添付する。
(様式 17)

- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と学校から通知があった旨の通知をする。

(様式 18)

- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、小・中学校への就学が適当と判断した場合、当該特別支援学校長と転学日について協議し、速やかに、その保護者に対し、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

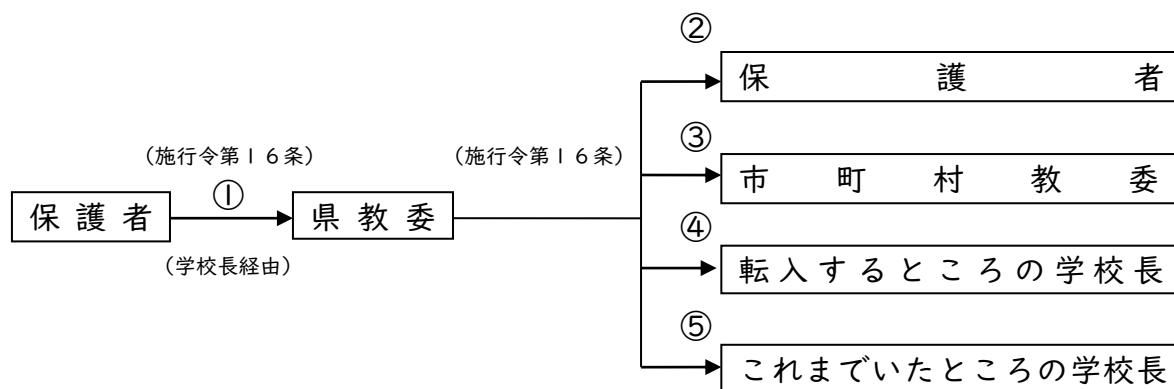
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、③の判断をした場合③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。

- ⑤ ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒について、特別支援学校に引き続き就学させることが適当と判断した場合、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 19)

- ⑥ ⑤の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が在学する特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。
(様式 20)

8 特別支援学校間を転校するときの手続

(I) 同一市町村内での転居又は住所はそのまま、他の特別支援学校へ転校するときの手続



- ① 特別支援学校に在籍する児童生徒に転校の必要が生じたときは、保護者は、その児童生徒の在学する学校長を経由して、県教育委員会に、学校指定の変更を申し立てる。なお、必要に応じて関係書類（診断書、校内就学支援委員会等の資料等）を添付する。

（様式 21）

- ② ①の申立を受けた県教育委員会は、その学校指定変更の申立を相当と認めるときは、それまで指定していた学校を変更し、速やかに、その保護者に対し、学校指定の変更を通知する。

（様式 22）

- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

（様式 23）

- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童生徒が新たに就学すべき学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。

（様式 23）

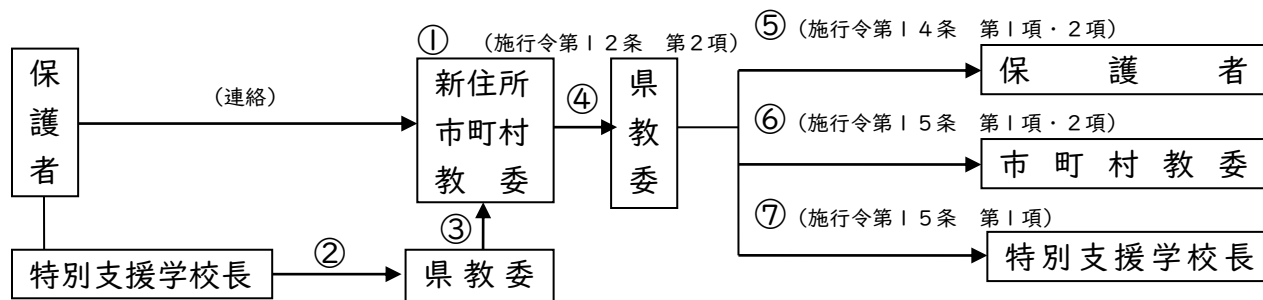
- ⑤ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童生徒が就学していた学校長に対し、その氏名、新たに就学する学校名及び入学期日を通知する。

（様式 23）

（注）

- 保護者は、満6歳の子どもで特別支援学校等への就学通知を受けた後、就学する期日までに学校指定に変更の事由が生じたときは、県教育委員会に対し、その旨を申し立てる。
（様式 21）
- 障がい種の違う学校間の転校に関しては、事前に県教育委員会と協議すること。

(2) 県内の他市町村へ住所を異動し、転校するときの手続



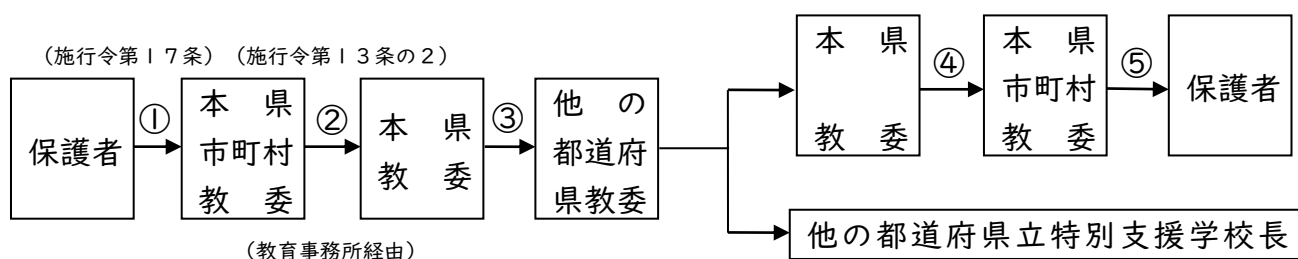
- ① 特別支援学校に在学する児童生徒が、県内の他市町村へ転居するときは、新住所の市町村教育委員会は、児童生徒の学齢簿を作成する。
- ② 特別支援学校長は、他の市町村へ転居し、転校を希望する児童生徒について、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。なお、その者の障がいの状態を示す資料を添付する。
(様式 24)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、新住所の市町村教育委員会にその旨を通知する。なお、障がいの状態を示す資料の写しを添付する。
(様式 25)
- ④ 新住所の市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、児童生徒の氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。なお、学齢簿の謄本を添付する。
(様式 11)
- ⑤ ④の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)
- ⑥ 県教育委員会は、⑤の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の新住所の市町村教育委員会に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 4)
- ⑦ 県教育委員会は、⑤の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒が就学する特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)

(注)

- ③の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒について、認定特別支援学校就学者と認めない場合は、就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。
- 障がい種の違う学校への転校に関しては、事前に県教育委員会と協議すること。
- 転校しない場合でも、他市町村に住所を異動する場合は、本手続きを行うこと。

9 特別支援学校に関する区域外就学の手続

(I) 本県に住所のある小・中学校等の児童生徒を、他の都道府県立特別支援学校に就学させようとする時の手続

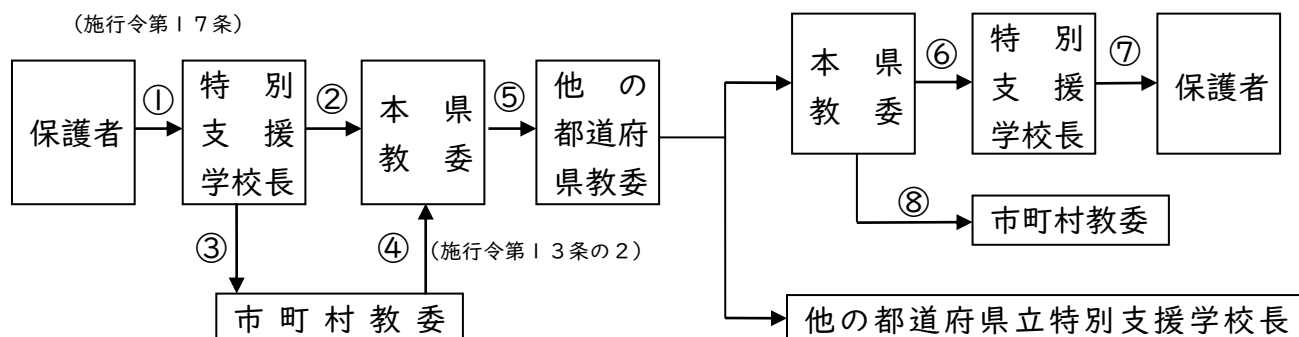


- ① 本県に住所のある児童生徒を他の都道府県立特別支援学校に就学させようとする保護者は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に診断書等の障がいの状態を示す資料を添付し「区域外就学承諾願」を申請する。(様式 26)
- ② ①の願を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、本県教育委員会に区域外就学承諾願を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。(様式 27)
- ③ ②の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒が就学を希望する特別支援学校を設置する他の都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式 29)
- ④ 他の都道府県教育委員会から区域外就学の承諾の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式 30)
- ⑤ ④の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

(注)

- 他の都道府県教育委員会から直接市町村の教育委員会に区域外就学承諾の通知があったときは、市町村教育委員会は、本県教育委員会に対し、その旨を通知する。
- 他の都道府県の市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級等への区域外就学については、本手続きによらず、当該市町村教育委員会間で連絡・調整を行う。

(2) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、他の都道府県立特別支援学校に就学させようとするときの手続

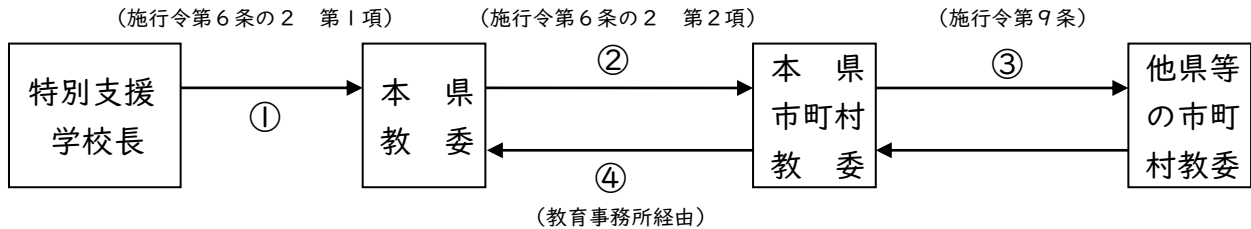


- ① 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を他の都道府県立特別支援学校に就学させようとするときは、保護者は特別支援学校長に診断書等の障がいの状態を示す資料を添付し、「区域外就学承諾願」を申請する。(様式 26)
- ② ①の願を受けた特別支援学校長は、本県教育委員会に区域外就学承諾願を通知する。
なお、障がいの状態を示す資料を添付する。(様式 28)
- ③ ①の願を受けた特別支援学校長は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に願の写しを通知する。(様式 31)
- ④ ③の通知を受けた市町村教育委員会は、本県教育委員会に当該児童生徒の学齢簿の謄本を送付する。(様式 32)
- ⑤ ②の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒が就学を希望する特別支援学校を設置する他の都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。(様式 29)
- ⑥ 他の都道府県教育委員会から区域外の就学承諾の通知を受けた本県教育委員会は、特別支援学校長に対し、その旨を通知する。(様式 30)
- ⑦ ⑥の通知を受けた特別支援学校長は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学承諾の通知を送付する。
- ⑧ 本県教育委員会は、⑥の通知と同時に児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式 30)

(注)

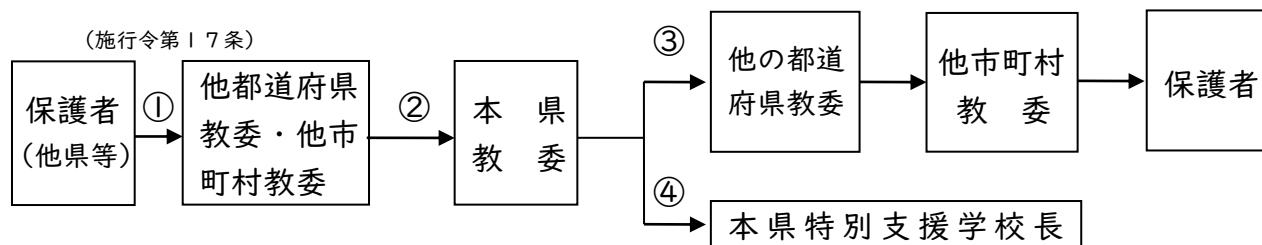
- 他の都道府県の市区町村教育委員会から、直接特別支援学校あるいは市町村の教育委員会に区域外就学の承諾の通知があったときは、本県教育委員会に対しその旨を通知する。
- 東京都や大阪府、静岡県等の一部の都道府県立特別支援学校への区域外就学は、保護者が小・中学校院内学級等を通じて直接申請する方法をとっているため、事前に本教育委員会へ確認すること。

(3) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、県外の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等に就学させようとする時の手続



- ① 特別支援学校長は、在学する児童生徒で、入院等により県外の市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級等へ就学させようとするときは、速やかに、本県教育委員会にそのことを通知する。 （様式15）
- ② ①の通知を受けた本県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と転学先となる学校名等を通知する。 （様式16）
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、他都道府県の市区町村教育委員会と協議する。
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、他都道府県の市区町村教育委員会と取り交わした「区域外就学」に関する書類の写しを速やかに本県教育委員会に提出する。

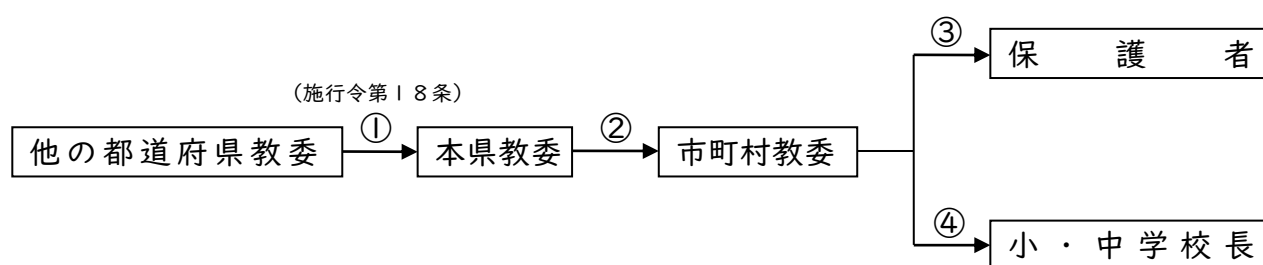
(4) 他都道府県に住所のある児童生徒を、本県の特別支援学校に就学させようとする時の手続



- ① 住所が他都道府県にある児童生徒の保護者は、その児童生徒の住所のある市区町村教育委員会に「区域外就学承諾願」を申請する。
- ② ①の願を受けた他都道府県教育委員会・他市区町村教育委員会は、本県教育委員会に「区域外就学承諾願」を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。
- ③ ②の通知を受けた本県教育委員会は、その児童生徒の住所のある都道府県教育委員会に対し、その氏名、学校名及び・入学期日を通知する。同時にその児童生徒の住所のある他市町村教育委員会及び保護者に対し、他県教育委員会を経由して、区域外就学を承諾する旨を通知する。
(様式 33)
(様式 34)
(様式 35)
- ④ 県教育委員会は、③と同時にその児童生徒が就学すべき本県の特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 36)

10 区域外就学児童生徒の退学の手続

(1) 本県から他の都道府県立特別支援学校に区域外就学をしている児童生徒が退学するときの手続

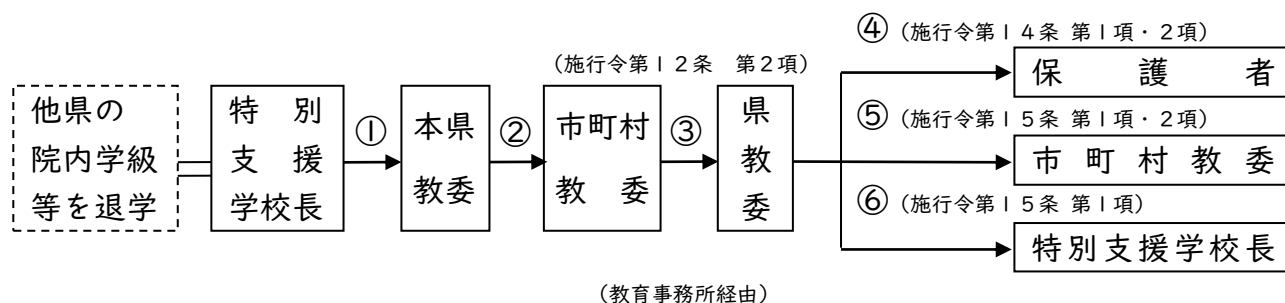


- ① 本県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている他の都道府県立特別支援学校を退学するときは、他の都道府県の教育委員会から、その旨の通知を受ける。
- ② ①の通知を受けた本県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、区域外就学児童生徒の退学を通知する。 (様式 37)
- ③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。
- ④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

(注)

- ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、特別支援学校への転学手続を行う。
- 他都道府県から本県の市町村教育委員会に直接「区域外就学児童生徒の退学」の通知があったときは、市町村教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(2) 本県から他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校の院内学級等に区域外就学している児童生徒が退学し、本県の特別支援学校に転入するときの手続



① 本県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている県外の市区町村立特別支援学校又は小・中学校の院内学級等を退学し、特別支援学校に転入するときは、特別支援学校長は県教育委員会に対して前籍校の在学証明書及び診断書等を添付して、その旨を通知する。
(様式 38)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校への転入を通知する。
(様式 39)

③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校への転学を通知する。
なお、学齢簿の謄本を添付する。
(様式 11)

④ ③の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。
(様式 3)

⑤ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。
(様式 4)

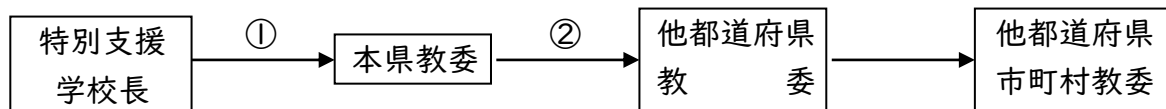
⑥ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。
(様式 12)

(注)

- ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めない場合、小・中学校等への転学手続を行う。
- 小・中学校等の児童生徒が、他都道府県の市区町村立特別支援学校又は小・中学校院内学級等を退学した場合は、当該市町村教育委員会間で手続を行う。

(3) 他都道府県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が退学するときの手続

(施行令第18条)

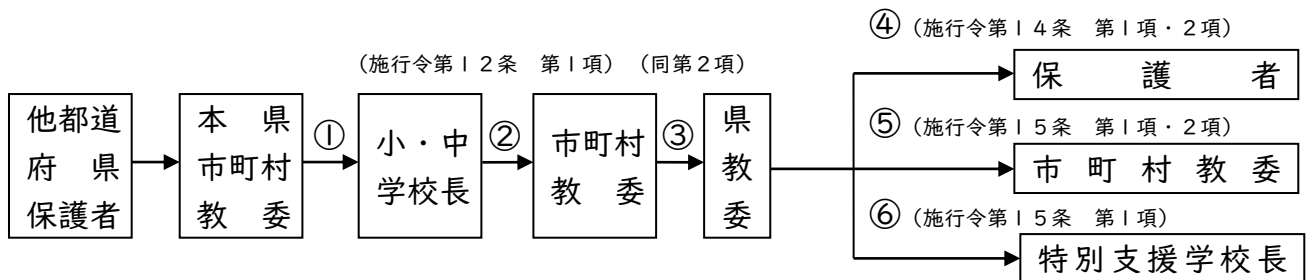


① 他都道府県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている本県の特別支援学校を退学するときは、当該特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 40)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある他の都道府県市区町村教育委員会に対し、他の都道府県教育委員会を経由して、速やかに、区域外就学児童生徒の退学を通知する。
(様式 41)

(注) 区域外就学児童生徒の退学通知には、学校からの退学通知の写しと診断書等の写しを添付する。

Ⅱ 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒の保護者が本県に住所を異動し転校するときの手続



① 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒が、その保護者の住所異動にともない本県に転居してきたときは、新住所の市町村教育委員会は、児童生徒を該当の小・中学校等に転入させ学齢簿を作成する。

② 転入した児童生徒で視覚障がい者等と判断されるときは、その小・中学校長は、速やかに児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式 10）

なお、保護者が本県の特別支援学校への転校を希望し、当該市町村教育委員会が児童生徒が認定特別支援学校就学者であると認める場合は、この通知を省略することができる。

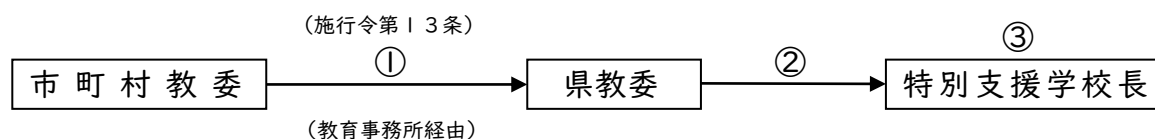
③ 市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、児童生徒の氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。
（様式 11）（様式 6）

④ ③の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。（様式 3）

⑤ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。（様式 4）

⑥ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が就学する特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。（様式 12）

12 特別支援学校に就学する児童生徒の学齢簿の記載に変更又は訂正が生じた場合の手続



- ① 市町村教育委員会は、特別支援学校に就学する者又は、就学している者で、特別支援学校就学（転学）該当者の通知に添付した学齢簿の謄本に係る学齢簿の原本に加除訂正を行ったときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

なお、加除訂正した学齢簿の謄本を添付する。

（様式 42）

- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、特別支援学校長に対し、速やかに、その旨を通知する。

（様式 43）

- ③ ②の通知を受けた特別支援学校長は、通知に基づき関係書類の訂正を行う。

（注）

- 他市町村へ住所を異動しても転校しない場合は、手続要領8（2）の手続を行う。
- 小・中学校等に在籍する児童生徒で、他都道府県の特別支援学校に区域外就学をしている者の学齢簿の加除訂正があったときは、本手続きによらず、保護者が他都道府県の特別支援学校へ訂正事項を直接申し出ることとする。

13 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した者の通知

(施行令第22条)

特別支援学校長

市町村教育委員会

※ 特別支援学校長は、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所のある市町村教育委員会に速やかに通知する。 (様式 44)

14 出席が良好でない児童生徒についての通知

(施行令第20条)

特別支援学校長

市町村教育委員会

※ 特別支援学校長は、その学校に在学する児童生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他の出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないときは、速やかに、その旨を児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知する。(様式 45)

(注) 併せて、通知の写しを県教育委員会へ送付し、報告すること。